

(5)



かつしか観光大使の内山信二さんが地元葛飾でしか出会えない人、葛飾でしか経験できないイベント、葛飾でしか食べられない物など葛飾ならではの魅力を求めて区内を巡る情報バラエティです。

初回放送は水元・新宿・金町エリアです。

出演 / 内山信二さん



ナレーター / 吉田照美さん



7月15日(土)午前7時30分放送開始!
区公式YouTubeチャンネル
(<https://www.youtube.com/user/citykatsushika>)

J:COM(地上デジタル放送11チャンネル)でも放送します

【放送日時】

7月15日(土)午前7時30分～8時

※7月16日(日)～8月14日(月)も毎日再放送します。放送時間など、詳しくは番組ホームページ (<http://c.myjcom.jp/jch/p/katsushikadeshika/>) をご覧ください。

J:COMの視聴には事前の申し込みが必要です(有料)。詳しくは、J:COMカスタマーセンター☎0120-914-000へお問い合わせください。

【担当課】 広報課

後期高齢者医療被保険者証 (後期被保険者証)をお持ちの方へ

8月1日(火)から医療機関の窓口で支払う「一部負担金の割合」が変更になる方に、新しい後期被保険者証を7月12日(水)から簡易書留・転送不要郵便(郵便局に転居届を出していても、転送されずに区役所へ返送されます)で、本人の住民登録地へ送付しています。

配達時に不在だった場合は、郵便物等ご不在連絡票がポストに入りますので、記載されている連絡先へご連絡ください。

受け取られた方は、氏名・生年月日・一部負担金の割合(下表)などの記載内容をご確認ください。現在お使いの後期被保険者証は、8月1日(火)以降、同封の返信用封筒でご返送いただくか、国保年金課または区民事務所にお返しください。

負担割合が変わらない方には、今回送付していません。お手元にある後期被保険者証を引き続きお使いください。

一部負担金の割合・判定基準

負担割合	所得区分	負担割合の判定基準
3割	一定以上所得者	同じ世帯で後期被保険者証をお持ちの方のうち、平成29年度住民税課税標準額145万円以上の方がいる場合
1割	一般	同じ世帯で後期被保険者証をお持ちの方全員が、平成29年度住民税課税標準額145万円未満の場合

■ ■ ■ ■ ■ 負担割合が3割の方へ ■ ■ ■ ■ ■

平成28年中の収入額が次の基準に該当する方は、申請により、認められた場合、負担割合が1割になります。申請に必要な物など、詳しくはお問い合わせください。

▶同じ世帯に後期被保険者証をお持ちの方が1人の場合で、収入額が383万円未満

ただし、383万円以上でも同じ世帯の中に70～74歳の方がいる場合は、その方と後期被保険者の合計収入額が520万円未満。

▶同じ世帯に後期被保険者証をお持ちの方が2人以上の場合で、合計収入額が520万円未満

【申請・担当課】

国保年金課(区役所3階315番) ☎5654-8528

● ● 消費生活連続講座 ● ● — 高めよう 消費者力 — 全8回

区民大学単位認定講座。

【日時・内容】 下表のとおり。

【対象】 区内在住・在勤・在学の方40人

【申込方法】 往復ハガキかファクスに「連続講座」・住所・氏名(フリガナ)・年齢・電話番号(ファクス番号)を書いて、7月28日(金)(必着)まで(多数抽選)。電子申請可。

日程	内容・講師
8/18(金)	基調講演 消費者問題とは何か—その歴史と現状— 島田和夫氏(東京経済大学名誉教授)
8/29(火)	悪質商法の被害実態 佐々木幸孝氏(弁護士)
9/8(金)	これからの食を考える 上岡美保氏(東京農業大学教授)
9/19(火)	健康食品って何 —食品表示の見方— 鷲仁子氏(消費生活コンサルタント)
9/29(金)	巧妙化するインターネットトラブル 原田由里氏((一社)ECネットワーク理事)
10/17(火)	環境とエネルギーの現在と未来 大庭みゆき氏(株環境エネルギー総合研究所所長)
10/31(火)	身近な製品事故 中村忠史氏(弁護士)
11/16(木)	まとめ講演 契約社会と消費者の選択 村千鶴子氏(東京経済大学教授)

いずれも午後1時30分～3時30分。

【会場・申し込み・担当課】

〒124-0012立石5-27-1 ウィメンズパル内消費生活センター
☎5698-2316 FAX5698-2315

消費生活支援サポーターを募集します

消費生活センターの事業に参加して啓発活動などを行っていただくボランティアです。

【対象】 区内在住・在勤・在学のおおむね20歳以上で、上記の消費生活連続講座、および8月8日(火)午前10～11時にウィメンズパルで開催する説明会に参加できる方10人

【申込方法】 往復ハガキかファクスに「消費生活サポーター」・住所・氏名(フリガナ)・生年月日・電話番号(ファクス番号)・興味のある消費者問題(悪質商法・食品・環境など)を書いて、7月28日(金)(必着)まで(多数選考)。

【会場・申し込み・担当課】

〒124-0012立石5-27-1 ウィメンズパル内消費生活センター
☎5698-2316 FAX5698-2315

求む、本気の人。葛飾区の 伝統工芸技術・技法を継承する 講習生(弟子入り希望者)を募集します!

区の伝統工芸士による講義や制作体験を通じ、伝統工芸の基礎や作業工程を学びます。

受講後は熱意と適性により、基本的な技術・技法を学ぶ仮弟子期間(6カ月間)、高度な技術を習得する弟子期間(15カ月間)へステップアップします。

【講習期間】 10月から3カ月間(予定)

【対象】

本気で伝統工芸技能の習得を希望するおおむね19～30歳の方
各伝統工芸2人程度

【対象伝統工芸】

- ▶江戸型彫/着物の染色に使用する染型を彫る技術
- ▶銅版仏画/銅版に仏画を描き彩色する技法
- ▶江戸節句人形/雛人形・市松人形などの制作
- ▶江戸打刃物/鑄造技術を用いた刃物の製造
- ▶東京手描友禅/反物に手描きで柄を描く技法
- ▶東京三味線/三味線の制作・修理
- ▶硝子彫刻/砂を吹き付けて模様を描く加工技術

【応募方法】

所定の応募用紙、市販の履歴書、作文「私が伝統工芸士をめざす理由」(A4用紙に800字程度・様式自由)を、8月18日(金)までに持参か郵送(多数選考)。

応募用紙の取り出しなど、詳しくは区ホームページ(トップ→観光・産業情報→産業→伝統産業→伝統工芸職人弟子入り支援事業)をご覧ください。

【問い合わせ】

葛飾区伝統工芸職人弟子入り支援事業事務局 ☎3263-8694

【応募・担当課】 〒125-0062青戸7-2-1 テクノプラザかつしか内商工振興課



東京手描友禅の作業風景